茨城県鹿島臨海地域基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

（1）地域の特色と目指す産業集積の概要について

（地理的条件，既存の産業集積の状況，インフラの整備状況等地域の特色について）

①地理的条件

本計画の集積区域は，鹿嶋市，神栖市及び潮来市の３市から構成され，茨城県の東南部に位置し，首都東京から約８０㎞圏内にある。

３市合わせた人口は約１９万１千人(平成２４年８月１日現在)，面積は３０２㎢，概ね平坦な地形である。また，年平均気温は１４℃～１５℃前後，年平均降水量は1,000㎜程度であり，本県では最も温暖な気候に恵まれている地域である。

また，地震や台風などの自然災害も少ない地域であるとされてきたが，平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により，広範な地域で，津波や液状化などによる被害が発生した。

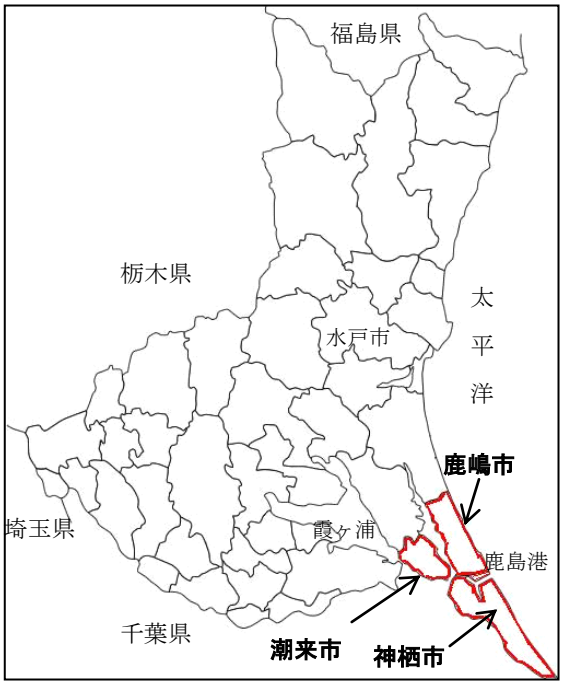

②既存の産業集積

本集積区域の平成２２年の製造品出荷額等は２兆０，９８４億円であり，本県全体の製造品出荷額等１０兆８，４５８億円の１９％超を占め，本集積区域は本県における製造業の集積地域として重要な地位を占めている。

特に，本集積区域には，鹿島港を中心として鹿島臨海工業地帯が形成されており，これまでに臨海部には鉄鋼，石油化学等の産業が集積し，また，内陸部にはファインケミカル産業等が立地し日本でも有数の産業集積が形成されている。

平成２３年の東日本大震災に際しては，これらの立地企業の多くが，生産施設等に甚大な被害を受けている。

③教育機関

本集積区域内の近隣には，茨城大学（水戸市，日立市，阿見町），筑波大学（つくば市），千葉科学大学（銚子市），茨城高等工業専門学校（ひたちなか市），県立産業技術短期大学校（水戸市）等が設立されている。

現在，本集積区域内の企業も地域コンソーシアムを組成して研究開発に取り組んでいる

が，その場合には，茨城大学や筑波大学を連携先として技術開発に取り組んでいる。

また，高等学校は，３市の市域内に県立６校，私立２校の計８校がある。その中でも県立波崎高校には工業科が設置されており，平成２０年度には，同科のうち情報技術科を工業化学・情報科に改編するなど，県としても，企業が求める工業化学の知識，専門能力を備えた人材の育成に努めているところである。

さらに，鹿嶋市にある県立鹿島産業技術専門学院には，機械・ＣＡＤ科，電気工事科等がある。

④研究機関

本集積区域内には，大学や公立の研究機関はないが，工場内に研究所や研究部門を有している企業（塩ビ・高分子研究所（信越化学工業㈱）等）や，工場とは別に研究所を設置している企業（新日鐵住金㈱波崎研究開発センター）がある。

平成１８年度から，本集積区域内の企業が，茨城県工業技術センター(茨城町)及び茨城大学や筑波大学等と連携して地域コンソーシアムを組成し，中性子線を活用した外面腐食検査（一次検査）技術（断熱材中の水分を計測する中性子センサー）の開発を進め，平成２３年には実用化（製品化）を果たしている。

また，平成２８年度以降の開通を目途に整備が進められている首都圏中央連絡自動車道の完成後は，本集積区域と筑波研究学園都市とが高速道路で結ばれることになり，世界最先端の科学技術を有する研究機関と鹿島臨海工業地帯に立地する企業との交流が一層深まり，共同研究など高度な連携が期待できる。

⑤工業用地

本集積区域において，企業誘致や既存事業の拡大等に対応するための工業用地としては，鹿島臨海工業地帯内に「奥野谷浜工業団地」が，潮来市において産業集積を重点的に進める地区として「潮来ＩＣ周辺地区」がある。

また，既存立地企業が所有する工業用地にも未利用地が相当規模で存在しその活用が大きな課題となっている。

工場立地法に係る緑地率の緩和については，潮来市が企業立地促進法に基づく特例措置を活用し，平成２０年６月に緩和条例を制定している。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により，多くの立地企業が甚大な被害を受け，生産停止を余儀なくされたものの，各企業とも昼夜を分かたぬ復旧作業に取り組み，早期の生産再開が果たされ，その取組は高く評価されている。

また，一部埋立地においては液状化被害が発生したものの，工業地帯の大部分では，強固な地盤による被害軽減が図られたと考えられ，あらためて本地域の災害に対する耐性を評価する声もあり，震災を理由とする立地企業の撤退はほとんど見られていない。

平成２４年３月には復興特区制度の認定区域となったことを受け，多くの企業が同制度を

活用し，新規の設備投資計画を打ち出しているほか，鹿嶋市・潮来市においては，同制度に基づく緑地率緩和を図ろうとしており，これらの取組を通じ，土地の有効利用による新たな設備投資や企業の新規立地が促され，本計画の目指す産業の集積と地域経済の活性化に大きく貢献することが期待される。

⑥道路・港湾等のインフラ整備

〈道路〉

首都圏に向けては，東関東自動車道水戸線が整備されており，潮来市（潮来ＩＣ）から東京（東京駅）までは，約８０分でアクセスが可能であり，鹿島臨海地区と首都圏との人や物の流れを支える重要な役割を担っている。

潮来市から鹿島コンビナートの間は，茨城県道５０号水戸神栖線（旧水郷有料道路）が整備されており，約１０分間の至近距離であることから，潮来市においては，首都圏と鹿嶋市・神栖市を結ぶ結節点としての地理的条件を生かした物流産業等の集積による活性化が期待されている。

なお，この水郷有料道路は，平成２１年１２月から無料化が図られており，これにより，両地区のアクセスの一層の向上が図られている。

また，公共交通としては，高速バス（４路線）が運行されている。最も利用者の多い，鹿島神宮駅～東京駅間（潮来ＩＣ経由）は，１時間に４～５往復が運行しており，鹿島セントラルホテルから東京駅を約９０分で結んでいる。同路線の利用者は年間１５０万人に上っている。その他にも波崎総合支所～東京駅（１日８往復），鹿島神宮駅～東京国際空港（羽田空港）（１日６往復），鹿島神宮駅～東京ディズニーリゾート（１日４往復）の３路線が運行されている。

さらに，首都圏中央連絡自動車道の整備が進展することにより，本集積区域と筑波研究学園都市とが高速道路で結ばれ，両地区のアクセスが一層容易となることから，共同研究など高度な連携が期待できる。

また，東関東自動車道水戸線については，茨城空港の開港に合わせて平成２２年３月に茨城町ＪＣＴ～茨城空港北ＩＣが開通しており，茨城空港北ＩＣ～（仮）鉾田ＩＣ間については平成２７年度，（仮）鉾田ＩＣ～潮来ＩＣ間については平成２８年度以降の供用を目標としてそれぞれ整備が進められている。

東日本大震災により，域内の道路についても大きな被害を受けたことから，国・県・市が一体となって復旧に取り組み，現在は，概ね通行に支障がないレベルに回復しているものの，完全復旧に向けた工事については今もなお進められている。

〈鉄道〉

鉄道は，旅客線として東京方面からはＪＲ鹿島線が佐原駅から鹿島神宮駅まで開通している。水戸方面へは鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が鹿島神宮駅から水戸駅まで開通している。

貨物線としては，鹿島臨海鉄道㈱によって，神栖駅（鹿島臨海工業地帯内）から鹿島サッカースタジアム駅の間で，１日３便（往復）が１２両～１５両編成で運行されている。鹿島サッカースタジアム駅からは，ＪＲ貨物㈱によって東京方面への輸送が行われている。貨物の状況については，工業地帯からの出荷は，石油化学製品や飼料などが中心であり，積載可能量の９割程度の利用がある。一方，工業地帯への輸送は，飼料の原料となる穀物などが中心であり，５割程度の利用に留まっている。今後，貨物輸送の利用を促進するために，このアンバランスを解消することが必要であり，企業誘致や立地企業への働きかけによる需要の喚起が求められる。

〈港湾〉

鹿島港は，鹿島臨海工業地帯を支える工業港として鹿島灘海岸南部に整備された世界最大規模のＹ字型人工港である。昭和３７年に地方港湾，昭和３８年に重要港湾の指定を受け，昭和４４年に開港の指定を受けた。

港湾区域は約５，２１２ha，臨港地区は約２，３６４ha となっており，現在３つの公共埠頭（１４バース）と立地企業等の１７の専用埠頭（８７バース）が稼動している。また，現在整備中の外港地区は，本年度中の暫定供用開始を予定しており，鹿島港の港湾機能の充実が見込まれている。

東日本大震災により，鹿島港も大きな被害を受けたが，国・県が一体となって復旧に取り組み，現在は，一部の吃水制限エリアを除いて，ほぼ完全復旧が図られている。

平成２３年の総取扱貨物量は，５４，４２３千トンであり，このうち外貿貨物量は３４，９０６千トン，内貿貨物量は１９，５１７千トンであった。外貿貨物のうち輸出貨物量は３，３２９千トン，主要取扱品種は鋼材，化学薬品であった。輸入貨物量は３１，５７７千トン，主要取扱品種は鉄鉱石，原油であった。内貿貨物のうち移出貨物量は１０，５８９千トン，主要取扱品種は鋼材，石油製品であった。移入貨物量は８，９２８千トン，主要取扱品種は重油，原油であった。

鹿島港は首都圏の外縁に位置し，東関東自動車道水戸線が潮来インターチェンジまで整備されており，飼料関係では国内最大級のコンビナートも形成されているのをはじめ，首都圏における物流拠点としての重要性が増している。また，東関東自動車道水戸線の潮来～鉾田間の早期整備を図ることにより，鹿島港と茨城港との連携が強化され，各港の特性を活かし多様な顧客ニーズ対応できるなど，相互補完による相乗効果等が期待できる。今後，港湾や高速道路等インフラ整備の進展に伴い，鹿島港の利便性がより一層向上することにより，臨港機能を活用する産業の集積が期待されるとともに，工業港という性格に加え，周辺地域の物流を担う商業港としての重要な役割を担うことが期待される。

〈空港〉

当該地域に近接する小美玉市に所在する茨城空港は，平成２２年３月に開港し，現在，４

路線（国内線３路線，国際線１路線）が運航されている。

空港にアクセスする道路については，北関東自動車道や東関東自動車道水戸線などの整備により，前橋から１１５分，宇都宮から６５分でアクセスできるなど，高い利便性が確保されている。

また，国土交通省交通政策審議会航空分科会の答申において，茨城空港（百里飛行場）は「首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすものとして，その活用を図ることが適当である」と位置づけられており，首都圏における茨城空港の果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

こうしたことから，県民の利便性の向上はもとより，周辺市町村の地域振興や臨空型企業の集積など，今後の本県の発展を担う重要な交通インフラとの位置付けのもと，県を中心に，空港のさらなる利用促進や就航路線の拡大に向けた取組を展開しているところである。

〈その他の産業インフラ〉

・ 工業用水

工業用水は，集積区域内では鹿嶋市及び神栖市において，鹿島工業用水道事業（県営）により立地企業７７事業所に供給されている（一日最大給水量８８５，０００m^3）。

鹿島工業用水の料金については，平成１６年４月から料金の引き下げ及び新規立地企業への優遇措置（立地後３年間料金を１／２に軽減）を設けたところであるが，平成２２年４月には，さらなる料金引き下げを実施し，立地企業等から高い評価を受けている。

東日本大震災に際しては，鰐川浄水場が敷地の液状化により甚大な被害を受けたことなどから配水停止を余儀なくされたが，工業地帯の保安上不可欠な工業用水の早期供給再開に取り組み，１～４日で，全企業への配水再開を果たすことができた。

また，震災の教訓を踏まえ，非常用電源の確保を図るとともに，管路等設備の耐震化を順次進めていくこととしている。

今後更に企業ニーズを的確に把握し，サービスの最適化を図ることが期待されている。

・ 上水

県企業局による北浦・鰐川を水源とする鹿行広域水道用水供給事業から供給を受け，各市が企業等に配水している。

東日本大震災に際しては，設備が甚大な被害を受け，広範な地域において，最長で，２ヶ月近くに及ぶ長期断水を強いられた。

・ 下水

鹿嶋市・神栖市内のうち，高松地区を除く神之池東部・西部地区及び波崎地区については，県営鹿島臨海特定公共下水道が整備されている。その他の地区（一部除く）についても市が管理する公共下水道が整備されている。

県営鹿島臨海特定公共下水道の利用料金については，平成２２年１０月に料金引き下げを実施するとともに，本年４月からは，新規接続時に企業が負担する建設負担金の低廉化

を図り，新規立地企業等の負担軽減が図られている。

・ 電力

鹿嶋市・神栖市の集積区域内には，電力会社やＩＰＰの火力発電所が立地するとともに，大口需要家のための特別高圧線などが整備されている一方，共同発電会社や自社用の発電設備による電力供給も実施されている。

・ 天然ガス

東京ガス㈱が建設を進めてきた天然ガス高圧（ＬＮＧ）パイプライン（千葉～鹿島ライン）が平成２４年３月から稼働し，東京電力㈱をはじめとする集積区域内の液化天然ガス利用企業においては，安定的な供給を確保できることとなった。

（目指す産業集積の概要について）

本集積区域は，昭和４０年代の工場操業開始以来，鉄鋼及び石油精製・石油化学コンビナートを核として発展してきたが，周辺地区を含め，工業用原料を中心とした基礎素材型産業の川上分野に特化した構造となっていたため,近年における事業環境の変化(石油化学工業におけるアジア市場での競争激化等や鉄鋼業における生産拠点のグローバル化，世界市場でのコスト競争力の低下等)により,資本の集中や製品の差別化など国際競争力の強化が迫られていた。

そこで茨城県では平成１５年３月に鹿島経済特区(＝素材産業再生)計画を策定した。本計画においては，①国際競争力の高いコンビナート(プラント)への転換，②海外と同レベルの魅力ある立地環境の実現及び③国内最高水準の素材産業クラスターの創出の３項目を目標に掲げている。特に，③素材産業クラスターの創出のためには，基礎素材型産業自体の高生産性や新事業展開を創出し産業集積の高度化を促進することはもとより，集積する素材産業の製品を原材料とし，より川下分野を担う産業の立地を促進することにより，産業集積の多様化・重層化を図ることとした。

さらに平成１６年３月には，本計画のアクションプランとして，「『鹿島経済特区』計画推進戦略プラン」を策定，平成２０年３月には,「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）に基づく基本計画」（以下「従前基本計画」という。）を策定し，企業及び関係機関が一体となって取り組みを進めてきたところである。

一方，鹿島港は，日本有数の素材型基幹産業の国際競争力を支える産業港湾として機能してきたが，工業港としての性格に加え，配合飼料の生産においては全国第１位を誇る企業集積が図られていることを背景に，商業港としての機能も強化されている。

東関東自動車道水戸線ほか幹線道路の整備に伴い，増加する一般公共貨物の効率的な輸送に対応するため，公共ふ頭の整備を進めているところであり，北公共ふ頭においては，平成１７年度にガントリークレーンを有する水深１０ｍの国際物流ターミナルが供用を開始し，現在、韓国・中国定期コンテナ航路や横浜港で東南アジア航路等に積み替える内航

フィーダーサービス等に利用されている。

平成２３年５月には，国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されており，穀物輸送船の大型化に対応して施設整備を図り，東日本における鹿島港の穀物輸送の拠点性をさらに高めていくこととしている。

また，外港地区で整備中の公共ふ頭（水深１４ｍ）の供用開始により，大型船によるバラ貨物等の効率的な輸送のための機能強化が図られ，さらに使いやすい港となることが期待されており，これに伴い，新たな航路の誘致や物流業などの臨港機能を活用する産業の誘致を積極的に進めていくことが重要である。

このように，本地域においては，企業と行政が共通認識のもとに，適切な役割分担のもと，競争力強化に資する取組を進めてきたところであるが，平成２０年秋以降の世界的な景気後退の影響を受け，新規立地・設備投資は伸び悩み，「集積業種全体の付加価値額の20%増」という目標は，達成されていない。

さらに平成２３年の東日本大震災により，立地企業はそれぞれ甚大な被害を受けたことに加え，現在も円高，電力不足などにより，厳しい操業環境を強いられており，本地区の産業活性化に向けた取組の必要性は，一層高まっているところである。

一方で，震災とそれに続く懸命の復旧を経験してきたことにより，本地区関係者においては防災に関する有効な知見の蓄積が図られていることから，今後「災害に強い工業地域の構築」に取り組むことで，国内の次世代コンビナートのモデル的位置付けを獲得することも期待できる。

よって，本計画においては，基礎素材産業を中核とした関連産業の集積，港湾や交通インフラの整備等港湾機能強化，鹿島港への新規定期航路の誘致による物流産業や港湾機能を活用する製造業等の誘致等による，更なる産業基盤の強化を目指すこれまでの取組を引き続き強力に推進するとともに，震災の経験を踏まえ，今後の災害に対する対応力の向上を果たし，首都圏のバックアップ機能も担える「災害に強い工業地域」へと進化することを目指し，各種取組を展開していく。

（2）具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	５，１１９億円	５，４４６億円	６．４％

（3）目標達成に向けたスケジュール

取組事項 （取組を行う者）	２５ 年度	２６ 年度	２７ 年度	２８ 年度	２９ 年度
（産業用共用施設の整備等に関する事項）					
① 産業用地の整備及び立地促進（県・市）	→	→	→	→	→

取組事項 （取組を行う者）	２５ 年度	２６ 年度	２７ 年度	２８ 年度	２９ 年度
② 県中性子ビーム実験装置の利用促進（県）	→	→	→	→	→
（人材の育成･確保に関する事項） ① 工業系基礎教育の推進（県･市等）	→	→	→	→	→
② 小中高一貫したキャリア教育の充実（県・市等）	→	→	→	→	→
③ 企業との連携による広報活動の充実（市等）	→	→	→	→	→
④ 鹿島産業技術専門学院との連携（県・市等）	→	→	→	→	→
（技術支援等に関する事項） ① 新たな技術の研究開発などの支援（県等）	→	→	→	→	→
② 茨城県中性子ビーム実験装置の活用・研究・製品開発支援（県等）	→	→	→	→	→
③ 「鹿島発の技術」の開発支援 （県等）	→	→	→	→	→
（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項） ① 各種規制緩和の積極的な推進					
・ 構造改革特区制度等を活用した規制緩和の推進（県）	→	→	→	→	→
・ 工場敷地内緑地率緩和の実施（工場立地法に基づく地域準則条例の制定）（市）	→	→			
・ 大型重機の走行規制緩和への取組（県）	→	→	→		

取組事項 （取組を行う者）	２５ 年度	２６ 年度	２７ 年度	２８ 年度	２９ 年度
② 鹿島港の整備等					
・ 北公共埠頭・外港地区の整備推進及び機能強化（国土交通省・県）	→	→	→	→	→
・ 南防波堤・中央防波堤の整備推進（国土交通省・県）	→	→	→	→	→
・ 定期コンテナ航路の誘致（県・市等）	→	→	→	→	→
③ 幹線道路の整備等					
・ 東関東自動車道水戸線・国県道の整備（国土交通省・県・市等）	→	→	→	→	→
④ 快適で利便性の高い居住環境の創出（県・市等）	→	→	→	→	→
⑤ 立地企業への税の特別措置・金融支援等（県・市）	→	→	→	→	→
⑥ 研究機関等との連携強化・新規立地促進（県等）	→	→	→	→	→
⑦ 産業インフラ（工水，上下水，電力，ガの充実・強化（県等）	→	→	→	→	→

２ 集積区域として設定する区域

（区域）

本県において，素材産業(鉄鋼・石油化学等)を中核とする臨港機能活用型産業の集積を図ろうとする地域は，鹿嶋市，神栖市及び潮来市の３市の区域(以下「集積区域」という)とする(別図参照)。

なお，この区域に含まれる自然公園法に規定する自然公園地域，自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区，環境省選定の特定植物群落及び日本の重要湿地 500 の利根川下流

部等の環境保全上重要な地域については除くものとする。ただし，上記地域であっても工業団地，工場適地，用途区域（工業専用地域，工業地域，準工業地域に限る）及び市町村の総合振興計画で産業系に位置付けられている区域等別紙に示す区域については，集積区域とする。

設定する区域は，平成２４年１月１日現在における行政区画その他の区域又は道路，鉄道等により表示したものである。

（集積区域の可住地面積）

２６，５０９ヘクタール

※各市町村別内訳

市町村名	全面積(ha)	可住地面積(ha)
鹿嶋市	10,597	7,734
神栖市	14,726	13,815
潮来市	7,141	4,960
計	32,464	26,509

（各市町村を集積区域に指定する理由）

鹿嶋市及び神栖市に跨る鹿島臨海工業地帯は，昭和３６年に県の地域開発計画策定によりその開発がスタートした。その後，両市は，工業整備特別地域整備促進法に基づく工業整備特別地域整備基本計画，首都圏整備法に基づく鹿島都市開発区域整備計画，都市計画法に基づく鹿島臨海都市計画区域として常に一体的に整備が促進されてきた。また，平成１５年には，世界に通用するコンビナートの再構築をめざす「鹿島経済特区計画」が政府の構造改革特別区域計画の第１号として認定され，現在も推進されている区域である。

また，潮来市は，鹿嶋市・神栖市と地理的連続性を有し，鹿島港及び鹿島臨海工業地帯とともに発展してきた地域であり，「鹿島経済特区計画」の区域内でもある。また，東関東自動車道水戸線等交通インフラの整備に併せ，当市は首都圏と鹿嶋市・神栖市を結ぶ結節点としての重要性が今後益々高まることが見込まれることから，鹿島コンビナートにおける鉄鋼業，石油化学工業，石油製品製造業等の素材産業の製品を原材料とした川下産業の集積とともに，物流産業など港湾機能を利活用する産業の集積による活性化が期待されている区域である。

これらの理由から，３市を集積区域として指定するものである。

３ 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

（区域）

上記２で指定する集積区域内において，特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下「重

点区域」という。）として，別紙に記す１７箇所を設定する。（別表及び別図参照）

この重点区域は，企業立地を積極的に推進するために整備した工業団地又はそれに準ずる区域である。

【鹿嶋市】

①高松地区（工業専用地域：７２８ｈａ　※粟生浜地区６５ha を含む）

高松地区は，鹿島臨海工業地帯の北部に位置し，鹿島港の中央航路及び北航路に接し，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで８㎞，ＪＲ鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から６㎞に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。

現在，大手鉄鋼メーカーを中心に関連企業数社が立地し鉄鋼コンビナートが形成されている。

平成２２年度に大手鉄鋼メーカーが粟生浜地区６５ｈａを取得したことから，今後競争力強化に資する大型設備投資が期待される。

②北公共埠頭地区（準工業地域，商港区）

鹿島港北航路に接する北公共埠頭地区は，現在－１０ｍ岸壁３バースとガントリークレーン１基が設置され，平成１４年に一部供用が開始されて以降，取扱貨物量は年々増加し，平成２２年には３８万５千ｔとなった。今後－１３ｍ岸壁２バースをはじめ埠頭用地・港湾関連用地の整備が進むことで，流通港湾としての発展が望まれている。

③北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）（工業専用地域，準工業地域：２６０ｈａ）

北海浜地区は①の高松地区から北東方面に位置する埋め立て地区であり，Ⅰ期工事地区とⅡ期工事地区に分けられる。

Ⅰ期工区用地は隣接する鉄鋼メーカーの用地となっている。

Ⅱ期工区用地は鉄鋼，化学，木材等の素材産業と運送業等多種に渡る２０数社が立地をしている。

また，現在，外港地区として，北海浜埋立地の東側を新たに埋立て，耐震岸壁１バースを含む６バースと港湾関連用地等の整備を進めており，平成２５年３月には一部で暫定供用を開始する予定となっている。

④平井東部地区（準工業地域：１９．０ｈａ）

当区域は，①の高松地区の北部に隣接する平井東部土地区画整理事業地内の供用済みの準工業地域である。

供用間近の外港地区公共埠頭まで約２㎞，北公共埠頭まで約３㎞と近接していることから，これら公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の新規立地と集積が期待されている。

【神栖市】

①高松地区（工業専用地域：６６３ｈａ）（**【鹿嶋市】**の記載に同じ）

高松地区は，鹿島臨海工業地帯の北部に位置し，鹿島港の中央航路及び北航路に接し，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで８㎞，ＪＲ鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から６㎞に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。

現在，大手鉄鋼メーカーを中心に関連企業数社が立地し鉄鋼コンビナートが形成されている。

②神之池西部地区（工業専用地域：４４８ｈａ）

神之池西部地区は，鹿島臨海工業地帯の西部に位置し，鹿島港の北航路及び南航路に接し，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで７㎞，ＪＲ鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から１０㎞に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。

現在，飼料関連企業１７社により国内最大の飼料コンビナートが形成されているとともに，鉄鋼，食品，木材，石油化学メーカー等多様な業種の企業２１社が立地している。また，地区内の関連施設用地には物流関連等２６社が立地している。

地区内には企業等が所有する工場未利用地がある。

③神之池東部地区（工業専用地域：８２０ｈａ（奥野谷浜を含む））

神之池東部地区は，鹿島臨海工業地帯の東部に位置し，鹿島港の中央航路及び南航路に接し，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣから南東に１３㎞に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在，石油精製・石油化学メーカーを中心に３７社が立地し石油精製・化学コンビナートを形成している。地区内には，約２４．５ha の未分譲地（奥野谷浜工業団地）がある。

④南海浜地区（工業専用地域，準工業地域：２４３ｈａ）

南海浜地区は，神之池東部地区の東に位置し，鹿島灘に面した南北に細長い地区である。現在，電気炉鉄鋼メーカーをはじめ物流関連等大小３０社が立地している。

⑤波崎地区（工業専用地域：２７４ｈａ）

神栖市中央部に位置する波崎地区は，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣから南東に１６㎞，内陸に位置する地区（工業専用地域）である。

現在，医農薬品，合成樹脂，機器等多様な業種のメーカーや物流関連等大小６２社が立地している。地区内には，企業等が所有する未利用地がある。

⑥南公共埠頭地区（準工業地域，商港区）

鹿島港南航路に接する南公共埠頭地区は，－１０m岸壁４バースと－７．５m岸壁４バ

ースを有し，年間２００万トン前後の貨物を取り扱っている。一般貨物を取り扱うとともに，立地企業が所有する専用バースの補完的役割を担い，立地企業の原材料や製品の輸出入・移出入も行われている。

⑦北公共埠頭地区（【鹿嶋市】の記載に同じ）

鹿島港北航路に接する北公共埠頭地区は，現在－１０m岸壁３バースとガントリークレーン１基が設置され，部分的に供用が開始され，取扱貨物量は３８万５千ｔとなり，年々増加している。今後－１３m岸壁２バースをはじめ埠頭用地・港湾関連用地の整備が進むことで，流通港湾としての発展が望まれている。

【潮来市】

①潮来工業団地（工業専用地域：４８．５ｈａ）

潮来市北部に位置する潮来工業団地は，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣから北東に７㎞，県道水戸神栖線に接し，ＪＲ鹿島線潮来駅から７㎞に位置するなどの立地条件に恵まれた地区である。

現在，製造業を中心に８社が操業を行っているが，未利用地もあることから，新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで，産業活性化を図る。

②須賀地区（準工業地域：９．７ｈａ）

潮来市中央部に位置する須賀地区は，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで３㎞，国道５１号及び県道水戸神栖線に近接し，ＪＲ鹿島線延方駅から２．５㎞に位置するなどの立地条件に恵まれた地区であり自動車部品製造工場１社が操業している。

現在，１．１ｈａの未利用地を有していることから，新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで，産業活性化を図る。

③水原地区（７．６ｈａ）

潮来市北東に位置する水原地区は，県道大賀延方線（０．７㎞）を経て東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで７㎞，ＪＲ鹿島線延方駅から３．５㎞に位置するなど立地条件に恵まれた地区で軽金属加工工場１社が立地操業している。

現在，１．２ｈａの未利用地を有していることから，新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで，産業活性化を図る。

④道の駅周辺地区（２２．６ｈａ）

潮来市東部に位置する道の駅周辺地区は，東関東自動車道水戸線潮来ＩＣまで１㎞，県道潮来佐原線に接し，ＪＲ鹿島線延方駅から１．５㎞，水郷潮来高速バスターミナルから１㎞と立地条件は非常に恵まれた地区である。

平成２５年中に約１７ｈａでメガソーラーが立地する予定だが,引き続き潮来市の新たな産業集積を重点的に進める地区として，企業立地を促進する。

⑤潮来IC周辺地区（１３．６ｈａ）

潮来市南東部に位置する潮来ＩＣ周辺地区は,東関東自動車道水戸線潮来ＩＣに隣接することから首都圏の玄関口となっており，高速バスターミナルが整備され利用者も多く，物流関連業５社が操業している。

現在，７ｈａの未利用地を有していることから，新規企業の誘致や既存企業の事業拡大を進めることで，物流・流通業の拠点としての発展が望まれている。

４ 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては，その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

（工場立地法の特例措置を実施しようとする区域）

重点促進区域内の多くのエリアは既に一定の集積が進んでおり,工場増設等事業の拡大を図る上で，用地の確保が困難な状況にあることが指摘されている。

工場立地法の特例措置を講じることで，土地の確保が可能となり，工場の増設等，既存企業の新たな取組が促進されるとともに，新規立地案件についても，特例措置を講じなかった場合と比較して,工場の用地取得費等に係る初期投資を低減できることやその分の新たな投資が可能となることから，企業の積極的な立地判断を促す効果があると考えられる。

一方で，我が国の製造業全般は厳しい国際競争にさらされており，多くの企業においても新規設備投資や雇用拡大は困難な状況におかれている。こうした中にあっても，鹿島地区全体では，従前計画に基づく各種取組により，一定の生産設備増設と雇用増が図られたところであるが，今後とも厳しい状況が継続すると予測されるところであり，引き続き当該地域の競争力強化に向けたあらゆる取組を展開しなければ，新規立地の停滞はもとより，立地企業の撤退やリストラによる雇用環境悪化という事態も懸念される。

このため，引き続き工場立地法の特例措置を講ずるとともに，復興特区制度等を活用した税制優遇等，企業の新規設備投資がしやすい環境整備を図り，新規立地及び既存企業の工場増設を促進していくことにより，鹿嶋市で企業立地件数１０件，新規雇用創出数２００人，神栖市で企業立地件数１５件，新規雇用創出数３００人，潮来市で企業立地件数５件，新規雇用創出数１００人を目標とする。

なお，当該特例措置の適用にあたっては，地域の実情，住民の意思を踏まえ，特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに，県・市の環境保全の部局や関係機関との調整を行うものとする。

５ 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

（業種名又は産業名）

素材産業(鉄鋼・石油化学等)を中核とする臨港機能活用型産業の集積

（日本標準産業分類上の業種名）

09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業（102 酒類製造業及び 105 たばこ製造業を除く）
11 繊維工業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家具・装備品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
17 石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業
31 輸送用機械器具製造業（312 鉄道車両・同部分品製造業，313 船舶製造・修理業，舶用機関製造業及び 314 航空機・同附属品製造業を除く）
33 電気業
34 ガス業
35 熱供給業
37 通信業
39 情報サービス業
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業，482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く），483 運送代理店，484 こん包業，485 運輸施設提供業，489 その他の運輸に附帯するサービス業）

53　建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54　機械器具卸売業
56　各種商品小売業
60　その他の小売業
70　物品賃貸業
71　学術・開発研究機関
74　技術サービス業
88　廃棄物処理業
90　機械等修理業

（2）（1）の業種を指定した理由

本集積区域の高松地区（鹿嶋市）においては，新日鐵住金㈱等鉄鋼業の工場が立地し，神之池東部地区（神栖市）においては，鹿島石油㈱，三菱化学㈱，及び東京電力㈱等，石油精製，石油化学，電力などの工場が密接な関連を持って生産活動を行っている。また，神之池西部地区（神栖市）には，化学，食品，飼料などの工場に加え，物流企業の集積が図られるとともに，内陸に位置する波崎地区（神栖市）には医農薬品，合成樹脂，機器等多様な業種の集積が図られており，これら４地区を中心とする鹿島臨海工業地帯は日本有数の素材産業集積地域として発展してきた。

しかし，近年，素材産業企業においては生産工場の世界的な展開等事業環境が大きく変化し，日本企業も国際競争力の強化が喫緊の課題となったことから，本県では，平成１５年３月に鹿島経済特区計画を策定した。本計画では，基礎素材型産業自体の高生産性や既存企業による新事業展開を創出し，産業の高度化を促進するとともに，集積する素材産業の製品を原材料とし，より川下分野を担う産業の立地を促進することにより，産業集積の多様化・重層化を図ることとしており，平成１６年３月には，本計画のアクションプランとして「『鹿島経済特区』計画推進戦略プラン」を策定し，構造改革特別区域制度に基づく規制緩和の推進をはじめ，鉄鋼業，石油化学工業，石油製品製造業等鹿島臨海コンビナートの中核産業の生産性の向上やこれら素材産業の製品を原材料とした川下分野を担う産業の立地に取り組んできたところである。

また，鹿島港は，鹿島臨海工業地帯の工業港として，これまでも本地域における産業集積に貢献してきたが，今後，外港公共埠頭や北公共埠頭等の整備，定期航路の誘致等港湾機能の強化を図ることにより，物流企業や港湾機能を活用する製造業等の集積が期待されている。

さらに，潮来市は，東関東自動車道水戸線等交通インフラの整備に併せ，首都圏と鹿嶋市・神栖市を結ぶ結節点としての重要性が今後益々高まることが見込まれることから，鹿島コンビナートにおける素材産業の製品を原材料とした川下産業に加え，物流産業の集積も期待されている区域である。

これらを踏まえ，平成２０年に従前基本計画を策定し，産業活性化に取り組んできたが，世界的な景気後退の影響により，企業の経営環境が厳しさを増したことに加え，平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により，企業をはじめとする地域全体が大きなダメージを受けており，地域の復興を図るためにも，従前計画で目指した産業集積の完遂に向けた取組を進めていくことが重要となっている。

このような既存産業集積の状況，産業振興・インフラ整備の計画等をふまえ，今後集積の形成及び活性化を図る業種として，上記（１）の業種を指定するものである。

６ 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規立地件数	２５件
指定集積業種の製造品出荷額の増加額※	１，１８１億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	１，８００人

※　工業統計調査における製造品出荷額等の増加額の鹿嶋市・潮来市・神栖市の計

７ 工場又は事業場，工場用地又は業務用地，研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。），高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

産業用共用施設の整備等に関しては，鹿島臨海地域への企業立地・産業集積を促進し，さらなる競争力強化を図るため，以下の取組みを進める。また，新たな工業用地，貸工場，インキュベーション施設，物流施設等の整備については，必要に応じて検討する。

① 産業用地の整備及び立地促進（県，市）

未利用となっている産業用地について，必要な造成等を進めるとともに，早期立地に向けて，引き続き企業誘致活動に努める。

② 県中性子ビーム実験装置の利用促進（県）

鹿島発の技術開発や製品開発を支援するため，東海村に建設中の世界最先端の研究施設大強度陽子加速器（Ｊ－ＰＡＲＣ）内に県が整備中の中性子ビーム実験装置（２本）について，その利活用を促進する。

（人材の育成・確保に関する事項）

鹿島臨海地域が，産業集積をさらに進めながら激化する地域間競争に打ち勝っていくためには，競争を支える優秀な人材を安定的かつ継続的に地域で育成・確保していくことが不可

欠であることから，以下の取組みを進める。

① 工業系基礎教育の推進（県，市等）

鹿島臨海工業地帯の石油化学・化学系企業では，工業化学系の高卒者を茨城県外から採用する傾向があったが，平成２０年度に茨城県立波崎高校に「工業化学・情報科」を設置したことから，立地企業の協力を得て，職業訓練をカリキュラム化した「波崎高校デュアルシステム」，インターンシップ，企業からの外部講師の受入などを積極的に実施し，鹿島地区独自の実践的な教育を進めることで，従来の機械科・電気科と相俟って，企業が求める人材の育成・供給を図っている。

② 小中高一貫したキャリア教育の充実（県，市等）

立地企業と連携して，企業見学，職場体験などの取組みを小・中・高一貫して実施することにより，子供たちが，企業の社会に果たす役割や貢献・社会的責任等についての理解を深め，さらに立地企業に関心を持ち，働くことや専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し，その上で，自分の進む進路や将来の職業を自らの意志と責任で選択し，専門的な知識･技能の習得に意欲的に取り組むことができるようキャリア教育の充実を図る。

また，生徒の進路決定に大きな影響力があると思われる中・高等学校の進路指導教員の進路指導の参考となるよう企業研修やＣＳＲ（企業の社会的責任）活動などの具体的なサポート活動について企業・行政が連携して検討していく。

③ 企業との連携による広報活動の充実（市等）

鹿島臨海地域に立地する企業の認知度を高め，地元への社会貢献も行っている魅力ある働きがいのある職場としての認識を高めるため，各企業単位ではなく，市を中心として産官が連携し，鹿島臨海地域全体での広報活動の充実を図る。

④ 鹿島産業技術専門学院との連携（県，市等）

鹿島産業技術専門学院は，茨城県が設置運営する職業能力開発校であり，新規学卒者及び離職者等を対象に，ものづくりやメンテナンス等に携わる技能者の養成を行っており，同専門学院と企業との連携をさらに深めることで，産業及び雇用の活性化を図る。

（技術支援等に関する事項）

① 新たな技術の研究開発などの支援（県等）

平成１８年度以降，地域新生コンソーシアム研究開発事業の採択を受けて，断熱材中の水分を計測する中性子センサーの開発を産官学連携で進め，平成２３年には実用化（製品化）を果たしている。

こうした成功事例を積み重ねていけるよう，産官学連携による各種技術の研究開発を促

進する。

② 茨城県中性子ビーム実験装置の活用・研究・製品開発支援（県等）

放射線（特に中性子）の産業利用を推進するため，下記の事業等を実施する。

・専門のコーディネーターや技術スタッフによる充実したサポートシステムの運営
・中性子利用促進研究会による産学官共同研究プロジェクトの推進
・ビギナーユーザー向け中性子モデル実験の支援

③「鹿島発の技術」の開発支援（県等）

企業が新技術の開発などに取り組む際に，茨城大学や筑波大学等の教育研究機関，信越化学工業㈱や新日鐵住金㈱の企業研究所，また，茨城県工業技術センターなどが有する人・施設・情報が活用できるよう地域コンソーシアムの組成などを積極的に推進することで，「鹿島発の技術」開発を目指す。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

① 各種規制緩和の積極的な推進

・ 構造改革特区制度を活用した規制緩和の推進（県）

前述のとおり鹿島地区では，構造改革特区制度に基づき，平成１５年度に「鹿島経済特区計画」の認定を受けている。これまでに６件の特定事業（規制緩和）の実施が認められており，今後も新たな項目の追加を産官協力して進める。

・ 工場敷地内緑地率緩和の実施（市）

鹿島臨海工業地帯における緑地率の緩和については，平成１８年度に，県・市・企業の代表者が参加した鹿島経済特区計画戦略推進会議（緑地部会）において，「鹿島工業地域競争力強化の観点から工場敷地内緑地率の緩和を図る。なお，環境保全の観点から地域の緑化推進に十分配慮する。」との結論を取りまとめたことから，従前基本計画中に各市での取り組みを位置付け，潮来市において，平成２０年６月に工場立地法の地域準則条例を制定した。

また，鹿嶋市・潮来市においては，平成２４年度に復興特区制度を活用し，緑地率の緩和を図る予定であり，神栖市においても，当該制度の活用について検討を進める。

・ 大型重機の走行規制緩和への取組（県）

平成１８年度から，重機の各事業所間の移動効率化を図るため，特殊車両通行許可制度の弾力的運用を図ったところである。

今後も，さらなるコスト削減を図るため，大型重機（吊上げ荷重能力おおむね８０トン以上）の分解走行規制の緩和等の検討を進めるため，道路運送車両法関係及び道路の補強方法等について，関係機関との調整を進める。

② 鹿島港の整備等

現在，３つの公共埠頭（南公共埠頭，北公共埠頭，深芝公共埠頭）（１４バース，延長約２，０６６ｍ）と１７の専用埠頭（８７バース，１２，４６６ｍ）が稼動している。

今後も，魅力ある立地環境を創出するため，鹿島港の機能強化を関係機関が連携して進める。

・ 北公共埠頭・外港地区の整備推進及び機能強化（国土交通省・県）

現在，国と県が連携して北公共埠頭の整備を進めている。既に（－１０ｍ）３バース及びガントリークレーンが供用開始しており，今後も（－１３ｍ）バースを含む５バースの整備を推進する。

また，外港地区についても，北海浜地区及び高松地区企業の発生貨物等に対応するため，新たな埋立てを行い，６バースと港湾関連用地等の整備を進める。なお，現在は，耐震岸壁（－１４ｍ）バースを平成２５年３月の暫定（－１３ｍ）供用開始に向けて整備を進めている。

・ 南防波堤・中央防波堤の整備推進（国土交通省・県）

鹿島港においては，東日本大震災において，津波による岸壁の陥没や，漂砂の流入による水深の浅化など深刻な被害を受け，迅速な復旧に大きな障害となった。震災の経験を踏まえ「災害に強いコンビナート」へと進化を遂げるためには，整備中の南防波堤・中央防波堤の早期完成が極めて重要であることから，早期整備の促進を図る。

・ 定期コンテナ航路の誘致（県，市等）

鹿島港では，韓国や香港と結んでいたコンテナ航路が平成１４年１月に廃止されて以降，外貿定期航路がなかったが，関係者が連携してポートセールスに取り組んできたことにより，平成２３年２月に韓国・中国定期コンテナ航路が開設された。しかし，同年３月の東日本大震災により，当該航路は現在休止となっている。

輸出貨物量に比較して輸入貨物量が少ないことが定期航路を誘致できない要因となっていることから，鹿島臨海地域内だけでなく，京浜港を補完する港として，首都圏を含めた集荷体制を促進することにより貨物量の増加を図る。

③ 幹線道路の整備等

・ 東関東自動車道水戸線・国県道の整備（国土交通省・県・市等）

今後の産業集積による交通量の増加，コンテナ貨物の大型化，物流の効率化に対応するため，早期完成が望まれる以下の道路整備を推進する。東関東自動車道水戸線については，（仮）鉾田ＩＣ～潮来ＩＣ間の早期開通を促進する。

［東関東自動車道水戸線，国道５１号潮来バイパス，国道１２４号銚子大橋，国道３５４号北浦バイパス，国道３５５号牛堀～麻生バイパス，県道荒井行方線，県道鉾田鹿嶋線など］

④ 快適で利便性の高い居住環境の創出（県・市等）

現在，鹿島臨海工業地帯には，多くの従業員を抱える大規模事業所が立地しており，活況を呈しているが，一方において，教育環境の充実や治安及び防災対策の向上を強く求める声が上がっている。このため教育環境の充実を図るとともに，警察署の新設や，津波避難施設の整備など，従事者及びその家族も安心して生活できる快適なまちづくりを推進する。

⑤ 立地企業への税の特別措置・金融支援等（県・市）

- 事業所又は事務所の新増設に伴う法人事業税（３年間）及び不動産取得税を課税免除する（適用期間：平成２７年３月３１日まで）。
- 茨城県信用保証協会の信用保証対象業種を対象として，設備資金について低利融資を実施する。
- 新規に立地する企業を対象として，工業用水道の給水料金（基本料金及び経営経費負担金）を１／２に軽減する（適用期間：平成２７年３月３１日まで）。
- 鹿嶋市では，市内の特例区域内に新たに土地を取得して事務所等を新増設した法人または個人に対し固定資産税の特例措置を設けている。（平成２７年３月３１日まで）

※業　　種　用途地域毎に限定

※地　　域　工業系：工業地域，準工業地域

商業系：商業地域，近隣商業地域，準住居地域，一種・二種住居地域，大野地区計画区域

※特例措置　当該新設等により平成２３年１月１日から平成２６年１２月３１日までに取得した，家屋，その敷地となる土地及び償却資産に係る固定資産税の課税を全額免除する。

・上記特例措置の他，「鹿嶋市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」により，市内の復興産業集積区域内に新増設した家屋，償却資産，土地を取得して事務所等を新増設した事業者に対し固定資産税の特例措置を設けている。（平成２８年３月３１日まで）

※業　　種　産業集積区域毎に設定された特定の業種

※地　　域　以下の４つの復興産業集積区域

①高松地区

②北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）

③平井東部地区

④北公共埠頭地区

※特例措置　新増設した家屋，償却資産及び家屋部分の土地に係る固定資産税（５年間）の課税を全額免除する。

※その他の条件　あらかじめ「茨城産業再生特区計画」の３７条・３９条・４０

条の指定を受けた事業者

・ 神栖市では，市内全域に新たに土地を取得して事務所等を新増設した事業者に対し固定資産税の特例措置を設けている。（平成２７年３月３１日まで）

※業　　種　全ての業種

※地　　域　市内全域

※特例措置　当該新増設等に係る家屋，その敷地となる土地及び償却資産に係る固定資産税（３年間）の課税を全額免除する。

・ 潮来市においては，潮来ＩＣ周辺（１３．６ｈａ）等企業誘致エリアに業務施設を新設した事業者に対する優遇措置（固定資産税を操業開始より５年間免除，新増設に伴う市民の新規雇用に対し雇用促進奨励金を交付）を設けている。

・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画として，平成２４年３月９日付けで認定を受けた「茨城産業再生特区計画」に基づく税制上の特例措置（平成２８年３月３１日まで）について，広くＰＲに努め，新たな企業の進出や立地企業の新規設備投資を促進し，一層の産業集積を進める。

※業　　種　「茨城産業再生特区計画」に定めた集積業種

※地　　域　「茨城産業再生特区計画」に定めた産業集積区域

※特例措置

（１）法人税・所得税

①特別償却（２５～１００％）又は税額控除（８%又は１５％）

②法人税等の特別控除（被災者に対する給与等支給額の１０％）

③新規立地促進税制（５年間無税）＊雇用等被害地域（神栖市）のみ

※①から③の措置は選択適用

④研究開発税制の特例（即時償却及び１２％の税額控除）

（２）地方税

（１）の①，③又は④の特例に係る指定を受けた場合、対象

・県税：

・法人事業税・個人事業税の５年間免除

・不動産取得税の免除

・固定資産税（県課税分に限る）の５年間免除

・市税：

・固定資産税の５年間免除（潮来市は、平成２４年６月２２日条例制定）

・ 神栖市では，平成１５年から実施している「神栖市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置」に加え，平成２４年７月から「神栖市復興産業集積区域のおける固定資産税の課税免除」を設けている。市内の産業集積区域内に新増設した家屋，償却資産，土地を取得して事務所等を新増設した事業者に対し固定資産税の特例措置を設けている。（平成２８年３月３１日まで）

※業　　種　産業集積区域毎に設定された特定の業種
※地　　域　鹿島臨海工業地帯・波崎漁港新港周辺の産業集積区域
※特例措置　新増設した家屋，償却資産及び家屋部分の土地に係る固定資産税（５年間）の課税を全額免除する。
※その他の条件　あらかじめ「茨城産業再生特区計画」の３７条・３９条・４０条の指定を受けた事業者。

⑥ 研究機関等との連携強化・新規立地促進（県等）

鹿島臨海工業地帯では，基礎素材産業の集積が進んでいるが，試験研究関係機関については，不足を指摘する声があることから，既設の塩ビ・高分子研究所（信越化学工業㈱）等や新日鐵住金㈱波崎研究開発センターとの産業競争力強化に資する産官連携を図るとともに，復興特区制度等を活用し，研究機関の新規立地を促進する。

また，当地区から６０㎞圏内に位置する国内随一の研究機関の集積地である筑波研究学園都市に立地する大学・研究機関等と県･企業との連携強化を図り，日本有数の産業拠点として，更なる発展を目指す。

⑦　産業インフラ（工水，上下水，電力，ガス）の充実･強化（県等）

工業用水，上下水道，電力，天然ガスなどの産業インフラについては，一層の低廉な供給を検討していく。また，各インフラの未整備地区ついて，立地企業から整備要望があった場合には，各インフラ管理者と企業間の折衝が円滑に進むよう努める。

さらに，東日本大震災の経験を踏まえ，浄水場及び送水管等主要設備の耐震化や非常用発電設備等の整備などを進めるなど，大規模停電時も一定の（保安上不可欠な）ユーティリティ（水・電気等）供給が可能となるよう，環境整備を推進する。

なお，現在，鹿島地区では，東京電力㈱鹿島火力発電所，新日鐵住金㈱鹿島火力発電所，鹿島共同火力㈱，鹿島北共同発電㈱，鹿島南共同発電㈱，鹿島動力㈱などが，原油・石炭・ＬＮＧ等による発電事業を行っているところである一方，製材業と組み合わせたバイオマス発電や，風況が好いことを利用した風力発電施設も既に約４０基設置されるなど，再生可能エネルギーの導入も進んでいる。電力不足解消に向けた発電施設の新設や，洋上大規模風力発電施設･大規模太陽光発電施設の導入に向けた計画も進行していることを踏まえ，多様なエネルギーの集積を基盤とした次世代エネルギー供給拠点としての展開可能性について速やかに検討し，適切に対応していく。

８ 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

【環境の保全に関する事項】

本計画に基づき産業集積の形成及び活性化を進める上で，企業立地等に当たっては，国が定める各種環境法令を遵守するとともに，以下の各項に掲げる取組を推進し，当該地域の環

境保全に努めることとする。

① 公害の防止

県及び３市が制定している下記条例等の適切な運用に充分配慮し，現在の自然環境，大気，水質等の保全に引き続き努める。また，鉄鋼・石油化学等企業が大規模に集積している鹿島臨海工業地帯においては,従前より立地企業及び県並びに地元市との間で「鹿島地域公害防止協定」を締結しており，当該協定の遵守に向けて関係者が連携して取り組むことにより，公害の防止に努める。

なお，本計画の実施にあたって，関係機関は，地域社会・住民との調和を図っていくものとする。

［県関係］

○茨城県環境基本条例

○茨城県地球環境保全行動条例

茨城県地球環境保全行動条例施行規則

地球環境保全行動計画

茨城県省エネルギー基本方針　等

○茨城県生活環境の保全等に関する条例

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則

化学物質適正管理指針　等

○茨城県自然環境保全条例

茨城県自然環境保全条例施行規則

茨城県自然環境保全基本方針　等

［市関係］

・鹿嶋市

○鹿嶋市公害防止条例

○鹿嶋市環境基本条例

○鹿嶋市土砂等による土地の埋め立て，盛土及びたい積の規則に関する条例

○鹿嶋市まちをきれいにする条例

○あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

・神栖市

○神栖市環境基本条例

○神栖市公害防止条例

○神栖市きれいなまちづくり推進条例

○神栖市あき地等の管理の適正化に関する条例

○神栖市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例

・潮来市

○潮来市環境美化条例
○潮来市土採取事業規制条例
○あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例
○潮来市土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例

② 排水処理

鹿島臨海工業地帯内工業地域のうち高松地区を除く神之池東部・西部地区及び波崎地区と，北公共埠頭地区の工場・事業所から排水される汚水については，県営鹿島臨海特定公共下水道により，集中的かつ効率的に処理されている。また，周辺地域の生活排水についても上記特定公共下水道により処理されている。

高松地区及び北海浜地区，粟生浜地区については，一部浄化槽対応の事業所を除き，鹿嶋市浄化センターにおいて，排水処理を行っている。

さらに，潮来市については，須賀周辺，潮来ＩＣ周辺は公共下水道により，その他の地区は合併浄化槽により処理されている。

③ 廃棄物処理

鹿嶋市・神栖市においては，地域社会と企業が一体となり資源の有効活用と地域全体の大気環境改善を目的に設立された鹿島共同再資源化センター（県，地元市，日本政策投資銀行及び鹿島臨海工業地帯立地企業による出資）により，鹿島地域の一般ごみと鹿島臨海工業地帯から排出される可燃性の廃棄物を焼却し，熱エネルギーを回収して発電等を行う資源循環型社会のモデル事業を展開している。

④ 緑地の保全

鹿嶋市・神栖市における本集積区域においては，工業用地の開発当初からコンビナート地区と住居区域との間に公共緑地を配した「住工分離」が行われており，緑地の一部は都市公園として整備され，地域住民の憩いの場として活用されるなど，企業の立地や事業活動について，住民の理解を得るための取り組みが進められている。

【安全安心な住民生活の保全に関する事項】

①安全安心なまちづくり

茨城県においては，平成１５年３月に「茨城県安全なまちづくり条例」を制定し，安全教育の充実や犯罪の防止に配慮した道路等の普及など，県と市町村，事業者及び県民との連携及び協力の下に安全なまちづくりを推進することとしている。

このような中，県及び３市は，県警察本部をはじめ関係機関と連携を図りながら，安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図る。

具体的には，犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に資する以下の取組み

を行う。

・道路・公園などの共同施設に，必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど，犯罪を起こしにくい環境整備に努める。

・空き事業所・空き工場が犯罪の温床となることを防止するため，地域内の事業所情報の把握に努め，所有者に管理の徹底を求める。

・外国人の雇用については，事業者に就労資格の確認の徹底を要請し，不法就労防止に努める。

・地域内には，４５団体（鹿嶋市：１７団体／１，９９７人，神栖市：１７団体／９５５人，潮来市１１団体／１，２３６人（平成２４年１１月末現在））の自警団等防犯ボランティアが存しており，防犯パトロール等の活動が行われている。これらの活動を地域と企業が一体となって支援し，防犯活動の推進を図る。

・犯罪の防止に資するため，安全なまちづくりに関し必要な広報活動及び啓発活動を行う。

・児童及び生徒に対し，犯罪に遭わないようにするための教育の充実に努める。

・幼児，児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する犯罪の防止に配慮した学校及び児童福祉施設の普及に努める。

・生徒等が通園，通学等の用に供している道路及び生徒等が日常的に利用している公園，広場等（以下「通学路等」という。）において，通学路等を管理する者，生徒等の保護者，学校等を管理する者，地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は，連携して当該通学路等における生徒等の安全の確保に努める。

・犯罪の防止に配慮した道路，公園，共同住宅，自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努める。

・道路等について，犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する指針に従い，適切に運用する措置を講じるように努める。

・神栖地区の治安向上を図るため，（仮称）神栖警察署の設置を進める。

・基本計画に基づく産業集積の形成または産業活性化のための措置で，地域住民の生活環境等に関わるものの実施にあたっては，あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

②産業保安

国際競争力の向上を図るため，規制緩和を進めているが，一方，企業に対しては，自己責任による一層の安全管理体制の強化を求めていく。

本集積地域は，コンビナート地区を中心に「危険物」や「高圧ガス」を取り扱う事業所が多数立地していることから，「消防法」及び「石油コンビナート等災害防止法」並びに「高圧ガス保安法」に基づく規制や保安検査等を実施している。

このような中，県及び３市は，地元消防本部等関係機関と連携を図りながら，適切な規

制・指導・啓発活動を実施するとともに，各事業所の自主保安レベルの向上に努め，安全安心な住民生活の保全に寄与する産業保安体制の確立を図る。

・消防法に基づく立入検査実施等による安全確保の徹底に努める。

・石油コンビナート等災害防止法に基づく防災計画による現場の監督指導体制・事業所協力体制の確立，安全思想の啓発普及，災害原因の調査研究等，予防対策の徹底に努める。

・高圧ガス保安法に基づく完成検査・保安検査実施による技術基準適合の確認を実施し，安全確保に努める。

・「防災研修会」「保安講習会」等各種セミナーを活用した啓発活動を随時実施することにより，危機管理意識や保安意識の高揚，自主保安体制の強化に努める。

９ 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が，農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては，当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

企業立地重点促進区域における農地法等による処分についての配慮に係る事項については，企業の導入計画が明らかになった段階で，必要に応じて基本計画を変更し定めることとする。

変更により追加する農地等を含む企業立地重点促進区域は次のとおりである。

（１）須賀地区（潮来市）

・重点促進区域面積（追加分）２７，８１７㎡

・上記のうち農地面積 ６３２㎡

・追加後重点促進区域面積 ９．７ha

・調整等の状況

当該用地は，既重点促進区域に隣接する主に山林だが，一部農地が含まれる。その農地も準工業地域内に位置することから，工業用地としての活用は問題ない。

立地企業が決定した際は関係機関と協議し，農地転用手続きを進める。

（２）潮来ＩＣ周辺地区（潮来市）

・重点促進区域面積 １３６，３３８㎡

・上記のうち農地面積 １０９，４０３㎡

・調整等の状況

当該用地は，農振農用地（６２，００３㎡）を含む農地が大部分を占める区域であり，平成１４年３月２２日付けで農用地と工業用地との利用に関する事前調整は終了している。既に４７，４００㎡が農地転用され，５社が操業，１社が建設中であり，その他駐車場等の土地利用が図られている。

立地企業が決定した際は関係機関と協議し，農地転用手続きを進める。

１０ 計画期間

本計画の期間は計画同意の日から平成２９年度末日までとする。

別　紙

県立自然公園，鳥獣保護区等の区域のうち集積区域とする区域

市町村名	集積区域とする区域	集積区域とする理由等	備　考
潮来市	島須３０７５－１ほか	潮来市第６次総合計画において工業系と位置づけられている潮来工業団地（工業専用地域）を中心とした地域である。	鳥獣保護区